

2. 産地交付金

水田活用の直接支払交付金における交付金イメージ

※下表の助成内容は国・県・市との事前協議中の案のため、一部変更になる可能性があります。

対象者要件	水田台帳に登録されている 水田で作付している	販売農家である ただし、赤枠部分は以下のいずれかに該当する方のみ対象 ●認定農業者 ●集落営農 ●認定新規就農者
-------	-----------------------------------	--

No.	品目	1.戦略作物助成		2.産地交付金		
		基幹作		二毛作		
		10a当たり	10a当たり	基幹作で 主食用米を作付	基幹作で 戦略作物※を作付 ※飼料用米・米粉用米・WCS・麦・ 大豆・飼料作物	基幹作で 加工用米を作付
1	加工用米 ※1	【国】20,000円	【県】安定供給助成 (複数年契約) 10,000円 【市】担い手加算 13,400円以内		【県】安定供給助成 (複数年契約) 10,000円 【市】担い手加算 13,400円以内 二毛作助成 ※5 9,600円以内	
2	飼料用米 米粉用米	【国】収量に応じ、 55,000～105,000円 (SGSは80,000円)	【国】R2～・R3～ 複数年契約 6,000円 ※2 【県】生産性向上加算 5,000円 ※3 【市】耕畜連携助成 (わら利用) 8,300円以内 ※畜産農家との契約が必要			
3	麦・大豆 ※4	【国】35,000円	【県】担い手加算 3,000円	【県】担い手加算 3,000円 【県】水田高度利用加算 3,000円 ※担い手加算との重複不可	【県】担い手加算 3,000円 【県】水田高度利用加算 3,000円 ※担い手加算との重複不可	【県】担い手加算 3,000円 【県】水田高度利用加算 3,000円 ※担い手加算との重複不可
4	WCS用稲 ※専用品種で作付が必要	【国】80,000円	【市】耕畜連携助成 (堆肥散布) 8,300円以内 ※畜産農家との契約が必要			
5	飼料作物 ※畜産農家との契約が必要	【国】35,000円 ※当年産において播種を 行わず、収穫のみの場合 は10,000円	【市】耕畜連携助成 (堆肥散布) 8,300円以内 ※畜産農家との契約が必要	【県】水田高度利用加算 3,000円 【市】二毛作助成 ※5 9,600円以内	【県】水田高度利用加算 3,000円 【市】二毛作助成 ※5 9,600円以内	【県】水田高度利用加算 3,000円 【市】二毛作助成 ※5 9,600円以内
6	新市場開拓米		【国】作付の取組 20,000円 複数年契約 (3年以上の新規契約分) 10,000円			
7	なたね		【国】作付の取組 20,000円	【県】水田高度利用加算 3,000円 【市】二毛作助成 ※5 9,600円以内	【県】水田高度利用加算 3,000円 【市】二毛作助成 ※5 9,600円以内	【県】水田高度利用加算 3,000円 【市】二毛作助成 ※5 9,600円以内
8	野菜・花き・花木・雑穀 等 ※基幹作のみ		【県】高収益作物作付加算 3,000円 【市】地域振興作物 6,700円以内			
9	果樹・永年生作物 ※新植から3年まで交付		【県】高収益作物作付加算 3,000円 【市】地域振興作物 6,700円以内			
10	いぐさ		【県】高収益作物作付加算 3,000円 【市】地域振興作物 20,100円以内			
11	しょうが		【県】高収益作物作付加算 3,000円 【市】地域振興作物 13,400円以内			

※1 期間借地の相手が麦・大豆・飼料作物を作付の場合、どちらを基幹にするか両者話し合いの上で決定して必ず申告をお願いします。

特に申し出がない場合は麦・大豆・飼料作物を基幹作、加工用米を二毛作とします。

※2 令和4年から契約の複数年契約分は、加算対象外。

※3 毎年1t/10a以上の堆肥散布と肥料の増肥の取り組みが必要。(肥料・・・専用品種は窒素成分量12kg/10a以上、その他品種は窒素成分量10kg/10a以上)

※4 等級検査を受検しない大豆は、地域振興作物(野菜・花き・花木等)です。

※5 二毛作助成加算の場合、戦略作物助成の交付はありません。(戦略作物助成は基幹作のみ交付対象のため)

※ 県・市設定分は申請額が設定額を超過または残余が発生した場合には、単価を調整する場合があります。

※ 上記のほか、麦・大豆・なたねについては品質区分や品種に応じて交付金(ゲタ対策)が支払われます。詳しくはゲタ対策のページ(P.8～9)をご覧ください。

地力増進作物への支援について ※助成内容は国・県との事前協議中の案のため、一部変更になる可能性があります。

【対象作物 地力増進ソルガム・地力増進れんげ・地力増進稲・地力増進ひえ・地力増進イタリアンライグラス】

- 地力増進作物により有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりを行う場合に産地交付金のうち地域の取組に応じた配分として、2万円/10aを支援。
- 地域協議会ごとにて、以下の①②のいずれか小さい方の面積に追加配分。
① 水稲作付面積※1の前年度からの減少分 ② 地力増進作物作付面積(基幹作)の前年度からの増加分 ※1 水田リノベーション事業の対象米穀(加工用米)を除く
- 同一ほ場への連続支援は、原則2年間まで。